

平成 25 年 度

定期監査等結果報告書

(総 合 政 策 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

総合政策課

2. 監査の範囲

平成25年度（平成25年4月～平成25年11月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成26年1月6日 ～ 平成26年2月24日まで

4. 監査の方法

総合政策課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

総合政策課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 契約事務について

総合政策課は、市の各種情報、公報、宣伝活動の中心的役割を果たしており、その活動を行うため、各種団体と数件の委託契約を締結している。

この契約締結にあたっては、契約金額と消費税額を明示しているものと、内税取扱いで契約金額と消費税金額が不明の契約書がある。契約金額によっては印紙税額に関わる事態も生ずることがあり、委託料の額とそれに伴う消費税額が分かるように改めたい。

また、印紙漏れの契約書があるなど、契約業務にあたっては、その内容を十分に検討の上、適正なる契約書の締結にあたられたい。

2. 補助金、助成金について

近年、市の人口減抑制策による、住所を有する新婚家庭へ家賃の一部補助や、空家対策の一環として、都市住民との交流拡大と定住促進による地域活性化を図るため「空家バンク」登録とその利用者に対し、その利用に係る費用の一部を助成する制度を設立し、その登録者、利用者も年々増加の傾向にあり、今後の利用者の増に期待する処である。

この利用や登録にあたっては、要綱に基づき関係書類を提出する必要があるが、関係書類中、日付の漏れ、契約上の期日を確認する書類の不備、転出者の転出確認書類の不備など、要綱に基づく関係書類の提出不備が散見され、適正なる審査業務が行われているとは思われない。

また、支援助成金の交付について、申請書の提出、交付決定、交付請求に係る一連の業務についても、要綱との整合性に乏しいなど今後、支援、助成業務が増えていくと考えられる中、一連の事務処理にあたっては、注意力を高め、厳格なる審査を行われたい。

3. 開発公社について

開発公社のあり方については、平成18年3月の集中改革プランにおいて、解散を含めた抜本的な見直しを進めるとあり、その後、平成23年2月の行財政改革推進プランにおいても、同様の内容となっており、解散を含めた見直しを進めてから8年を経過している。この間、一部整理したのものがあるものの、新たに活用したものもあり、25年度においても土地開発基金より借入れ、用地を取得している。

近年、開発公社の使命は終わったとのことで、解散している自治体もある中、検討

を始めてから8年を経過しており、早急に結論を出されることを要望する。

また、土地開発基金からの借入金が短期借入金となっているが、年度末に返済し、翌年度当初に同額を借入れる措置が取られており、継続的な借入金となっている。実質的に複数年に亘る借入れで、長期債務にあたり、貸借対照表上、流動負債でなく固定負債とし、長期借入金として処理すべきである。

4. 行政評価について

平成21年度に試験的導入、2ヵ年の試行を経て平成23年度から本格導入し、補助金、委託料以外の評価結果をホームページにより公表を行っている。

評価対象は事務事業で、24年度は44事業を対象として評価シートにより実施している。

評価対象事業の選定は、各課に一任しており、対象事業として適切か疑問を持つものがあり、事業選定にあたっては選定基準及び選定委員会等を設置し、対象事業を選定するなどの検討が必要と考えられる。

また、評価にあたっては、庁内委員会で最終評価を行っているが、出来る限り客観性及び透明性を確保するため、第三者委員会の活用他、客観的情報、データを用いた検証評価により、信頼性を高めていくことが必要である。

今後、財政事情が厳しくなると見込まれる中、効率的な行政経営と職員の意識改革を図るため、評価システムの検討と評価内容の充実、改善を図りながら推進されることを要望する。